

公害等調整委員会の動き

公害等調整委員会事務局

1 審問期日の開催状況（平成30年4月～6月）

平成30年4月～6月の審問期日の開催状況は、以下のとおりです。

月 日	期 日	開催地
5月22日	高知市における工場からの悪臭・騒音等による健康被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件 第1回審問期日	高 知
6月18日	埼玉県杉戸町における騒音・悪臭等による健康被害責任裁定申請事件 第2回審問期日	東 京

2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要（平成30年4月～6月）

受付事件の概要

横浜市における漏電・振動による健康被害原因裁定申請事件

（平成30年（ゲ）第3号）平成30年4月10日受付

本件は、被申請人宅の太陽光発電付ヒートポンプ給湯器が移設される前につながっていたコンセントの先の入った接続箱からの漏電により、申請人に、頭の痛み・しびれ、息苦しさ等の健康被害が、漏電と同時に発生する空気振動により耳鳴りの健康被害が、それぞれ発生している、との原因裁定を求めるものです。

文京区におけるグラウンドからの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件

（平成30年（ゲ）第4号）平成30年5月14日受付

本件は、申請人が所有する自家用車への粉じんの堆積被害は、被申請人がグラウンドに散布した砂から粉じんを発生・拡散させたことによるものである、との原因裁定を求めるものです。

伊万里市における堆肥製造施設からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件

（平成30年（ゲ）第5号事件）平成30年5月17日受付

本件は、申請人らに生じている頭痛、めまい、湿しん等の健康被害は、農業協同組合（被申請人）が操業する堆肥製造施設から、粉碎した牛ふん・鶏ふん及び霧状にした堆肥

促進剤を申請人ら宅まで浮遊させたことによるものである、との原因裁定を求めるものです。

瀬戸市における廃棄物処分場からの土壌汚染による財産被害責任裁定申請事件

(平成30年(セ)第2号事件) 平成30年5月30日受付

本件は、養豚業を営む申請人らが、その養豚場の土地に衛生組合(関係3市により組織される一般廃棄物処理業者衛生組合=被申請人)によって焼却残さ及び不燃性破砕残さ(以下、「本件廃棄物」という。)が埋め立てられていたことが判明し、本件廃棄物から環境基準を大幅に超過するダイオキシン類が検出されたとして、被申請人に対し、本件廃棄物を排除するために必要な費用及び地下水の水質検査費用等の一部である損害賠償金2000万円の支払を求めるものです。

大阪市における印刷工房からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件

(平成30年(ゲ)第6号事件) 平成30年6月13日受付

本件は、申請人らに生じた眼や喉の痛み、咳、肺の異常、シックハウス症候群等の健康被害は、被申請人が印刷工房から化学物質を発生・拡散させたことによるものである、との原因裁定を求めるものです。

終結事件の概要

和歌山市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件

(平成28年(セ)第2号事件)

1 事件の概要

平成28年8月1日、和歌山県和歌山市の住民4人から、火力発電会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人Aは、被申請人の発電設備の建設工事及び稼働による騒音、振動及び低周波音により精神的苦痛を被るとともに、建物のひび割れが生じ、その余の申請人らは、被申請人の発電設備の建設工事及び稼働による騒音により、精神的苦痛等を被っているとして、被申請人に対し、損害賠償金合計2986万円等の支払を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、和歌山県知事に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地審問期日を開催するとともに、発電設備から発生する騒音・低周波音・振動と健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査や申請人本人尋問を実施

するなど、手続を進めた結果、平成30年5月28日、本件申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

横浜市における漏電・振動による健康被害原因裁定申請事件

(平成30年(ゲ)第3号)

1 事件の概要

平成30年4月10日、神奈川県横浜市の住民1人から、隣人を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人宅の太陽光発電付ヒートポンプ給湯器が移設される前につながっていたコンセントの先の入った接続箱からの漏電により、申請人に、頭の痛み・しびれ、息苦しさ等の健康被害が、漏電と同時に発生する空気振動により耳鳴りの健康被害が、それぞれ発生している、との原因裁定を求めるものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めた結果、原因裁定をすることが相当でないと認められることから、公害紛争処理法第42条の27第2項で準用する第42条の12第2項の規定により、申請を受理しない決定を平成30年5月28日付けで行い、本事件は終結しました。